解散公告

当社は、平成二十二年七月三十日付の臨時株主総会の決議により、平成二十二年七月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月六日

東京都品川区大崎一丁目二番二号

日本エーエイチピーサービス株式会社

代表清算人　橋本　浩一

（連絡先　東京都渋谷区代々木三丁目二二番七号　ファイザー株式会社）

解散公告

当社は、平成二十二年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本広告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月六日

山梨県南都留郡富士河口湖町小立一八一二番地の三　有限会社うなぎ割烹丸八

清算人　古屋　文江

解散公告

当社は、平成二十二年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十二年八月六日

名古屋市中区新栄一丁目六番三号シャイン　ビル二一七号　有限会社エスパス

清算人　塚本　春樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月六日

大阪市西成区南開二丁目一番一八号　日本観光開発株式会社

代表清算人　山口佳代子

解散公告

当社は、平成二十二年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月六日

大阪市中央区法円坂一丁目四番一三号　マルサン株式会社

代表清算人　吉田　雅昭

解散公告

当社は、平成二十一年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月六日

奈良県桜井市大字阿部四一〇番地の一　株式会社丸福電業社

代表清算人　永長　信一

解散公告

当社は、平成二十二年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月六日

広島県呉市西中央三丁目七番三七号　山本不動産株式会社

代表清算人　李　鴻基

解散公告

当社は、平成二十二年六月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月六日

徳島県板野郡上板町七條字天王七番地　株式会社アサン

代表清算人　森　清

解散公告

当組合は、平成二十二年七月十四日開催の通常組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月六日

福岡市博多区下川端町九番一二号　大林組九州協力会社協同組合

清算人　塩月　啓司

解散公告

当社は、平成二十二年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月六日

福岡県宗像市日の里二丁目二五番地二　ニツカウール株式会社

代表清算人　上田　和郎

解散公告

当社は、平成二十二年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月六日

長崎市光町三番一〇号　富士製■株式会社

清算人　小岩　勉

解散公告

当社は、平成二十二年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月六日

沖縄県名護市字宇茂佐一七一二番地一七　有限会社北部地区薬剤師会備蓄センター

清算人　大橋　得二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年七月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月六日

大阪市東住吉区山坂五丁目五番一四―一〇三号　特定非営利活動法人近畿マネジメント・サポート・センター

清算人　水本　要

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年五月十五日開催の第十一回の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月六日

大和高田市神楽三丁目七番一六号　特定非営利活動法人宅老楽楽

清算人　箕輪　郁子

解散公告（第二回）

当法人は、目的たる事業の成功の不能により平成二十二年六月二十九日青森県知事の認定を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年八月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月六日

青森県青森市中央一丁目二九番五号　学校法人小館学園

清算人　福士富美子

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十二年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年八月六日

群馬県太田市本町一二番五号　財団法人太田五丁目会館

代表清算人　横田　進